



マイナンバーカードを持っていない方 マイナンバーカード手続きのお知らせ

町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードの取得を促進するため、休日・平日夜間窓口の開設や申請手続きの補助を実施しています。

休日窓口(要予約)

■開設日 8月27日(日)

■時間 午前10時～午後3時

■内容

- ・申請書の発行と申請受け付け
- ・申請に必要な顔写真の撮影
- ・オンライン申請の補助

平日夜間窓口(要予約)

■開設日 8月10日(木)、22日(火)

■時間 午後5時15分～7時

■内容

- ・申請書の発行と申請受け付け
- ・マイナンバーカードの交付

- ・申請手続きの補助(申請に必要な顔写真の撮影など)
- 必要なもの
 - ・マイナンバーカード申請書
 - ・申請書を持っていない方は、本人確認書類(顔写真のないものは2点以上)が必要です。
- 注意事項
 - ・申請から交付までは約2カ月かかります。
 - ・申請手続きには申請者本人がお越しください。
 - ・15歳未満や成年後見人の方は、法定代理人の同行が必要です。



年金制度に加入している方 年金相談は予約がおすすめです

町民税務課 国民年金係 ☎77・3912

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひ利用してください。

■予約相談のメリット

- ・ご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ・相談内容にあったスタッフが事前に準備した上で丁寧に対応します。

※混雑状況によっては、時間通りに案内できない場合がありますので、ご了承ください。

■受付

相談希望日の前日まで申し込みの際は、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

■来訪相談の予約

予約受付専用電話

☎057010514890

050で始まる電話の場合

☎(東京)031663117521

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分です。

※土日祝日および年末年始は利用できません。

■電話での相談窓口

ねんきんダイヤル

☎057010511165

8月下旬・9月上旬の保健事業

保健センター ☎77-1891

へるすあっぷ講座(要申込み)

- 対象者 40～74歳
- 開催日 8月18日(金) 9月1日(金)
- 時間 午前10時～11時30分

ことばの相談(要申込み)

- 開催日 8月24日(木) 9月14日(木)
- 時間 午前10時10分～午前11時10分～午後1時10分～

3歳児健康診査

- 対象者 令和元年11月～令和2年3月生の児童
- 開催日 8月28日(月)
- 時間 午後1時～2時

住民健診(要申込み)

- 開催日
 - ①9月5日(火)～7日(木) (福祉センター)
 - ②9月8日(金)～9日(土)、11日(月) (役場南庁舎)
- 時間 午前9時～11時30分 午後1時～3時

もぐもぐ離乳食教室(要申込み)

- 対象者 生後1歳未満の乳児
- 開催日 9月12日(火)
- 時間 午後2時～3時30分



骨粗しょう症予防検診 ご自身の状態を確認しましょう

保健センター ☎77・1891

骨粗しょう症予防検診を受けて、ご自身の状態を確認し、日々の生活習慣を見直しましょう。

■骨粗しょう症とは

最初は自覚症状がなく、腰や背中に痛みが生じて、ひどくなると骨折や寝たきりの原因となる場合もあります。

■骨粗しょう症予防検診

今年度の予防検診は、事前予約制で実施します。予約なしで来場された場合は受診できませんので、ご注意ください。

■開催日 10月2日(月)、3日(火)

■時間 20分ごとの指定予約

・午前9時30分～11時30分

・午後1時～3時

■会場

保健センター

■対象者

20歳以上の女性

(令和6年3月31日時点)

※骨粗しょう症と診断された方、妊娠の可能性のある方や妊娠中の方は対象外です。

■料金

400円

■受付期間

※75歳以上の方は無料です。
案内がき到着から定員に達するまで

■予約方法

希望日時を保健センターにご連絡ください。(平日午前9時～午後5時)予約確定後、問診票を送付します。

※メールおよびFAXでの申し込みは受け付けていません。

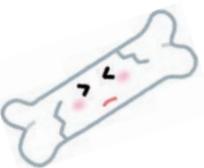
※予約状況によっては希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

■その他

微量のエックス線を使用して、前腕部の骨密度を測定します。

腕を機械に乗せて2～3分で終了し、結果はその場でお渡しします。

骨粗しょう症予防検診を受診された方は、10月20日(金)に開催の「骨粗事後エクササイズ教室」に参加できます。



交通災害共済 万が一に備えて加入しましょう

総務課 自治振興係 ☎77・3903

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心な制度です。

■共済見舞金

〔死亡〕 150万円

〔傷害〕 2万～50万円

〔身体障害1級または2級〕 傷害見舞金のほか50万円

〔交通遺児〕 1人につき10万円

■加入対象者

- ・芝山町に住居登録している方
- ・町外に住んでいる方で芝山町に住居登録している住民に扶養されている方
- ※学校などで加入する団体会員との重複にご注意ください。

■対象となる交通事故

- ①車両による交通事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書(原則として人身事故扱い)が発行されたもの
- ②電車などの運行による事故で、警察署または駅長など現場の責任を有する者が事故の事実を証明したもの
- ③車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自賠責保険が支払われたもの、または救

急車などの搬送証明書が得られるもの(見舞金の限度額3万円)

※会員の無免許運転などの故意または重大な過失、地震やその他の異変、再発や後遺症など見舞金が支払われない場合もありますので、ご注意ください。

■一般受付

〔申込期限〕 8月31日(木)まで

〔共済期間〕 1年間

(9月1日～令和6年8月31日)

〔会費〕 年会費 一人700円

■随時受付

〔申込期間〕 9月1日(金)から

〔共済期間〕 加入日の翌日～令和6年8月31日まで

〔会費〕 加入時期によって変動

■申込み

総務課自治振興係の窓口にある申請書をご記入の上、会費を添えてお申し込みください。